

熊本県公報

第 1 0 8 2 7号
平成 14年 4月 19日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
道路の区域変更(道路維持課)	1
"(")	1
道路の供用開始(")	2
あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定(市町村総室)	2
地力増進重点指導地域の指定解除(経営技術課)	3
熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定(県民生活総室)	3
公 告		
大規模小売店舗立地法に基づく届出(商工政策課)	4
"(")	4
県有財産の売却(管財課)	5
県営土地改良事業計画変更(農村計画課)	6
登 載 依 頼		
平成 14年度熊本県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会)	6
平成 14年度熊本県警察官採用試験(警察官 A、警察官 B〔臨時試験〕)		
及び警察官採用共同試験(警察官 A)の実施(")	9

告 示

熊本県告示第 387号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14年 4月 19日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	高 波 野 森 線	阿蘇郡波野村大字滝水字臼迫 724番1地先から	前	5.0 ~ 11.4	1,200.7	単道改
			後	5.0 ~ 11.4		
		同 所 字久保 198番3地先まで	前	11.4 ~ 49.4	1,144.5	
			後	11.4 ~ 49.4		

2 区域変更する期日 平成 14年 4月 19日

熊本県告示第 388号

道路法(昭和 27年法律第 180号)第 18条第 1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14年 4月 19日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
一般 国道	2 6 6 号	天草郡龍ヶ岳町大字高戸 4351番5地先から	前	3.0 ~ 15.6	83.0	旧 道 管	
				11.5 ~ 23.0			73.8
		同 所 同 字 5557番6地先まで	後	11.5 ~ 23.0	73.8		
"	3 8 8 号	球磨郡水上村西ノ前 2963番1地先から 球磨郡湯前町蔵ノ本 2604番1地先まで	前	4.5 ~ 17.0	1,395.9		特 一 改 種
				球磨郡水上村西ノ前 2963番1地先から 球磨郡湯前町大塚 2621番2地先まで			
		球磨郡湯前町水の手 3203番1地先から 同 所 蔵ノ本 2604番1地先まで		6.0 ~ 14.5	828.9		

2 区域変更する期日 平成 14年 4月 19日

熊本県告示第 389号

道路法（昭和 27年法律第 180号）第 18条第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14年 4月 19日から 60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14年 4月 19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般 国道	3 8 8 号	球磨郡湯前町大塚 2963番1地先から 同 所 同 字 2611番3地先まで	110.0	特 一 改 種

2 供用開始する期日 平成 14年 4月 19日

熊本県告示第 390号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 9条の 5第 1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260条第 1項の規定により、次のとおり決定した旨有明町長から届出があった。

平成 14年 4月 19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編 入 す る 字
天草郡有明町大字楠南字蛤り新田 5327の3に隣接する無番地地先並びに 5327の4、5328 5331の1、5332 字蛤 5755 5757 5762 5763 5764の2、5764 5767の1、5768の1、5768の2に隣接介在する道路に隣接する無番地地先公有水面埋立地 2,843.05平方メートル	有明町大字楠南字蛤り新田

熊 本 県 告 示 第 391号

地力増進法（昭和 59年法律第 34号）第 4 条第 4 項の規定により、次の地力増進重点指導地域の指定を解除した。

平成 14年 4月 19日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

指定番号	指定年月日	市町村名	地 力 増 進 重 点 指 導 地 域
9	平成 2年 8月 17日	荒尾市	荒尾市野原地域の樹園地
10	平成 2年 8月 17日	七城町	菊池郡七城町うてな地域

熊 本 県 告 示 第 392号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46年熊本県条例第 30号）第 7 条第 1 項の規定により、少年に有害な興行として、平成 14年 4月 11日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 14年 4月 19日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	和服熟女 三十路のさかり（新日本映像） 3年目の浮気（にっかつ） アブノーマル体験 第六の性感（新東宝） 本番下宿屋 熟女をいだけ！（新日本映像） 新・したがる兄嫁 ふしだらな関係（新東宝） 義姉さんの濡れた太もも（オーピー映画） お姉さんの性生活 抜かせ放題（新日本映像） ロリータ妻 微熱（にっかつ） 未亡人と不倫妻（新東宝） 韓国妻 昼下がりの不倫（新日本映像） 痴漢電車 さわってビックリ！（新東宝） おんな 35才 熟れた腰使い（オーピー映画） 高校美教師 ふしだらに調教（新日本映像） 尼寺の御不浄 大股観音びらき（新日本映像） 教師みさお 舐めてあげる（オーピー映画） 玲子の秘密 多淫症の人妻（新日本映像） 美姉妹スチュワーデス 制服けいれん（新日本映像） 三浦あいか 痴漢電車エクスタシー（オーピー映画） 股がる義母 息子の快感（新日本映像） 母娘監禁・牝 めす（にっかつ） 喪服の女 崩れる（新東宝） 巨乳熟女 もっとねぶって下さい（新日本映像） 淫女乱舞 バトルとワイセツ（オーピー映画） 異常家族 あに・いもうと（新東宝） ニセ未亡人 いちじく白書（にっかつ） 淫乱女房 下半身の甘い香り（オーピー映画） 若妻快樂レッスン 虜（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 353 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合高森ショッピングセンターアスカ
阿蘇郡高森町大字高森 1978 - 2
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 9 時 30 分 閉店時刻午後 8 時
変更後 開店時刻午前 9 時 30 分 閉店時刻午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで
変更後 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 14 年 4 月 4 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
(有)色見屋呉服店ほか 6
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,540 平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
258 台
 - (4) 駐輪場の収容台数
28 台
 - (5) 荷さばき施設の面積
120 平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
82 立方メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
4 か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 5 届出年月日
平成 14 年 4 月 3 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成 14 年 4 月 19 日から平成 14 年 8 月 18 日まで

熊本県公告第 354 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成 14 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニコニコ堂阿蘇店
阿蘇郡阿蘇町黒川横井ノ本 1536 - 2
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前 10 時 閉店時刻午後 8 時（年 90 日は午後 9 時）
変更後 24 時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時から午後 10 時まで
変更後 24 時間
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前 6 時から午後 10 時まで
変更後 24 時間
- 3 変更する年月日
平成 14 年 4 月 13 日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ニコニコ堂ほか 3
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,711平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
228台
 - (4) 駐輪場の収容台数
50台
 - (5) 荷さばき施設の面積
76平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
75立方メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- 5 届出年月日
平成 14年 4月 4日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室
平成 14年 4月 19日から平成 14年 8月 18日まで

熊本県公告第 355号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 14年 4月 19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
玉名市山田字高岡 2060番 1
宅地 450.98平方メートル(実測)
- 2 入札期日
平成 14年 5月 1日 午後 1時 30分
- 3 入札場所
玉名市岩崎 1004番 1 熊本県玉名総合庁舎敷地内 熊本県有明保健所 2階会議室
- 4 入札保証金
入札金額の 100分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札説明会
次の日時及び場所で行う。
日時 平成 14年 4月 25日 午前 10時 30分から午前 11時 30分まで
場所 玉名市岩崎 1004番 1 熊本県玉名総合庁舎敷地内 熊本県有明保健所 2階
会議室
- 7 契約保証金
契約金額の 100分の 10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出期限 平成 14年 4月 30日 午後 5時まで
提出先 熊本市水前寺六丁目 18番 1号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 14年 5月 10日
(2) 売買代金納入期限 納入通知書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18番 1号 熊本県庁行政棟本館 7階 熊本
県総務部管財課
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)、同法施行令(昭和 22年

政令第 16 号)、熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)等を承知のうえ入札するものとする。
 (5) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課(電話 096 - 383 - 1111 番 内線 3308)

熊本県公告第 356 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 10 年 11 月 14 日確定した県営錦南部地区土地改良事業(農業用道路)の計画の一部を変更したので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。
 平成 14 年 4 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要
 県営錦南部地区土地改良事業(農業用道路)計画変更概要書
- 2 公告場所
 人吉市役所
 錦町役場

登載依頼

熊本県人事委員会公告第 1 号

平成 14 年度熊本県職員採用試験(大学卒業程度)を次のとおり実施する。
 平成 14 年 4 月 19 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採用後の職務内容
行政	35 人程度	知事部局又は教育委員会等(それぞれの出先機関を含みます。)に勤務し、行政事務に従事します。
警察行政	7 人程度	警察本部(出先機関を含みます。)に勤務し、警察事務に従事します。
学校事務	3 人程度	県立学校又は市町立学校に勤務し、学校事務に従事します。
心理判定員	2 人程度	
一般土木	3 人程度	
水	2 人程度	
農業土木	2 人程度	
建築	2 人程度	
電	1 人程度	
化学	1 人程度	
農学	8 人程度	
林学	5 人程度	
畜産	3 人程度	
水産	1 人程度	
保健師	1 人程度	
獣医師	2 人程度	
薬剤師	1 人程度	

知事部局(出先機関を含みます。)に勤務し、各職種に応じた専門的知識等を必要とする業務に従事します。

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

2 受験資格等

昭和 48 年 4 月 2 日から昭和 56 年 4 月 1 日までに生まれた方が受験できます。 ※ 「心理判定員」については、学校教育法による大学において心理学を専攻した方(卒業見込みを含む。ただし、教養課程のみでの心理学履修者は除く。)となります。	「獣医師」以外 昭和 42 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた方が受験できます。
ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。 ・ 日本国籍を有しない者(保健師を除く。) ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。) ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

3 試験の日程等

試験	日 時	試験地	試験会場	合格発表
第 1 次試験	平成 14 年 6 月 23 日 (日) 9:00 (補席) 15:00 (終了予定)	熊本市 東京都	(熊本市) 熊本学園大学 (東京都) 中央大学駿河台記念館	第 1 次試験の合格発表は 7 月 3 日の予定です。 県庁行政棟本館 1 階ロビー、県内各地域振興局、熊本県東京事務所、同大阪事務所、同福岡事務所に合格者の受験番号を掲示し、合格者のみに文書で通知します。 〔合格通知書が発表日から 5 日たっても到着しないときは、至急人事委員会事務局総務課任用係に問い合わせてください。〕
第 2 次試験	平成 14 年 7 月 21 日 (日)	熊本市 東京都	試験会場は、第 1 次試験合格者に文書で通知します。	第 2 次試験の合格発表は 8 月下旬の予定です。

- ※ 第 1 次試験及び第 2 次試験の筆記試験については、申込みの際に都合のよい試験地を選択してください。ただし、「建築」の第 2 次試験の筆記試験については、熊本会場のみとします。
- ※ 「行政」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、申込みの前に必ず人事委員会事務局総務課任用係までお問い合わせください。聴覚に障害のある方、車イスを使用する方は、申込みの際に必ず人事委員会事務局総務課任用係までご連絡ください。
- ※ 合格者の受験番号はインターネットでも掲載します。熊本県のホームページをご覧ください。<<http://www.pref.kumamoto.jp/>>

4 試験の方法

試験の程度は、大学卒業程度で行います。

試験の種類	試験の内容等	解答時間
第 1 次試験	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。 〔出題数 55 題のうち 25 題(主として知能分野)は必須解答、残りの 30 題(主として知識分野)のうちから 20 題を選択して解答〕	2 時間 30 分
第 2 次試験	専門的知識及び能力等についての択一式による筆記試験を行います。 〔出題数 40 題〕	2 時間
資格加点	「行政」の受験者で、一定水準以上の英語資格を有する方については、一定の得点を加算します。*注 1	1 時間 30 分 *注 3
論文試験(小論文)	専門的知識についての記述式による筆記試験を行います。	1 時間 30 分
人物試験	公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについての記述式による筆記試験(一般的課題)を行います。 個別面接、集団面接及び集団討論による口述試験を行います。なお、参考とするために、適性検査を行います。	1 時間 30 分

- *注 1 「行政」の受験者で、次の英語資格を有する方については、第 1 次試験で一定の得点を加算します。
〔実用英語技能検定 1 級及び次準 1 級
TOEIC スコア 730 点以上
TOEFL スコア 550 点 (CBT 213 点) 以上
国際連合公用語英語検定 特 A 級及び A 級〕
- 該当する方は、受験申込書に必要事項を記入してください。
- また、第 1 次試験当日に、必ず合格証書あるいはスコアレポートの原本とその写し 1 部を持参してください。なお、第 1 次試験当日に原本により資格の確認ができない場合は、加算しません。
- *注 2 「心理判定員」、「保健師」、「獣医師」及び「薬剤師」については、第 2 次試験の専門試験は課しません。
- *注 3 「建築」については、第 2 次試験(専門試験)の解答時間を 3 時間とします。
- ※ 受験申込書記載事項の真否等を確認するため、資格調査を行うことがあります。